

第7回農業委員会定例会(議事録)

1. 日時 令和2年7月30日(木) 午前 10時 00分

午前 時 分

2. 場所 竹原市民館 2階 第2, 3会議室

3. 出席農業委員 1 石本委員, 2 山元委員, 3 祐本委員, 4 宮崎委員, 5 渡橋委員  
6 赤坂委員, 7 土居民喜委員

欠席農業委員

出席推進委員 大藤推進委員, 建山推進委員, 半田推進委員, 西原推進委員,  
沖野推進委員, 岡田推進委員, 須賀推進委員, 土居敏一推進委員  
大木推進委員, 西野推進委員, 亀田推進委員, 山本推進委員  
佐伯推進委員

欠席推進委員

4. 説明員 國川事務局長, 木原係長, 鳥本専門員

5. 審議案件

議案第38号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第39号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第40号 農地法第5条の許可を受けた土地における履行延期承認申請について

議案第41号 農用地利用集積計画の決定について

議案第42号 農地法第3条第2項第5号及び農地法施行規則第17条第2項に規定  
する下限面積の別段面積の特例区域指定について

議案第43号 農地法第3条第2項第5号及び農地法施行規則第17条第2項に規定  
する別段面積の特例区域指定要綱の策定について

報告第10号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

議 長	<p>出席者が過半数に達しておりますので、只今から令和2年第7回竹原市農業委員会総会を開催いたします。本日の議事録署名者に、2番山元委員を指名いたします。</p> <p>それでは、日程第1、議案第38号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>1番について事務局の説明をお願いします。</p>
局 長	<p>議案の1ページ、参考資料の1ページをご覧ください。</p> <p>1番の申請地は、下野町字内垣内2430番2、2430番3、2448番1、2465番、2470番1、2470番2、2474番の7筆、地目はいずれも畑、面積は計1204.3㎡です。</p> <p>申請の事由は、隣接する空き家とともに所有権を移転するために申請されたものです。</p> <p>営農計画は野菜・栗・梅・柿を作付予定です。</p> <p>経営面積は今回の申請地を含め約12aで下野町の下限面積10aを満たしています。説明は以上です。</p>
議 長	<p>現地確認を行った土居敏一委員から補足説明をお願いします。</p>
土居敏一 委員	<p>申請地は、竹原中学校から北に約1.2km付近にあります。</p> <p>現地確認したところ、耕作可能な農地でした。説明は以上です。</p>
議 長	<p>これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。</p>
	<p>「質疑、意見なし」の声あり</p>
議 長	<p>ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。</p>
	<p>「異議なし」の声あり</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。</p> <p>次に2番について事務局の説明をお願いします。</p>
局 長	<p>議案の1ページ、参考資料の2ページをご覧ください。</p> <p>2番の申請地は、田万里町字道山垣内1821番、1827番1、1829番、1830番、1831番、1832番、1833番の計7筆、地目はいずれも田、面積は計6,301㎡です。</p> <p>申請の事由は、経営面積を拡大する目的で所有権を移転するために申請されたものです。</p> <p>営農計画は水稻を作付予定です。</p> <p>経営面積は今回の申請地を含め約89aで田万里町の下限面積20aを満たしています。説明は以上です。</p>
議 長	<p>現地確認を行った半田推進委員から補足説明をお願いします。</p>

半田 推進委員	申請地は、旧田万里小学校から東に約 400m 付近にあります。耕作可能な農地でした。説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 次に日程第 2，議案第 39 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。 1 番と 2 番については関連性があるため一括審議を行います。事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の 2 ページ，参考資料の 3 ページをご覧ください。 1 番の申請地は，下野町字中成井 2261 番 1，2261 番 2 の計 2 筆，地目はいずれも畑，面積は計 326.74 m <sup>2</sup> です。 家庭菜園・駐車場・物置・薬草干し場，作業用地の用途で利用することに伴い，所有権を移転するものです。 農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で第 2 種農地と判断いたします。  2 番の申請地は，下野町字中成井 2258 番の 1 筆，現況地目は畑，面積は 56.19 m <sup>2</sup> です。 庭敷地の用途で利用することに伴い，所有権を移転するものです。 用途が定められた区域にある農地であり，第 3 種農地です。 説明は以上です。
議 長	現地確認を行った土居敏一推進委員から補足説明をお願いします。
土居敏一 推進委員	申請地は，竹原中学校から西に約 50m 付近にあります。 現地確認時，耕作されていませんでした。説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり

議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 次に日程第3，議案第40号「農地法第5条の許可を受けた土地における履行延期承認申請について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の3ページ，参考資料の4～6ページをご覧ください。 申請地は，田万里町字鍛冶屋垣内1959番1，1959番6，1960番1の3筆，地目は田，面積は2,457㎡です。 資材置き場の用途で利用することに伴い，所有権を移転するため，平成30年4月5日付指令竹農委第5-30-8号で許可を受け，平成30年9月28日付で令和2年6月30日までの履行延期承認を受けた土地について，工期を令和3年5月31日までに延期するものです。 説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑，ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑，意見なし」の声あり
議 長	ないようですので，本件を承認することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を承認することに決定いたします。続きまして，日程第4，議案第41号「農地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の4ページ，参考資料の7ページをご覧ください。 本議案は，「農用地利用集積計画の決定について」となっております。議案に，今回利用権設定の申出があった案件の面積，対象人員等を載せていますが，内容につきましては，参考資料7ページのとおりとなっております。本議案が可決の場合，令和2年8月1日付けで，公告いたします。 説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑，ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑，意見なし」の声あり
議 長	ないようですので，原案のとおり決することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって，議案第41号「農用地利用集積計画の決定について」は，原案のとおり決定いたします。 次に日程第5，議題第42号「農地法第3条第2項第5号及び農地法施行規則第17条第2項に規定する下限面積の別段面積の特例区域指定について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

局 長	<p>議案の 5 ページ，参考資料の 8 ページをご覧ください。</p> <p>本議案は，農地法第 3 条第 2 項第 5 号及び農地法施行規則第 1 7 条第 2 項に規定より，竹原市農業委員会が定める下限面積の別段面積の特例区域の指定について審議を求めるものです。</p> <p>参考資料の 8 ページをご覧ください。</p> <p>農地法では，下限面積を 50 a と規定していますが，本市では，農地法施行規則の規定により，竹原町・下野町・忠海町・高崎町・福田町・吉名町については，下限面積の別段面積を 10 a 以上に，仁賀町・田万里町・西野町・新庄町・東野町については，下限面積の別段面積を 20 a 以上に設定し，取得後の農地面積がこれらの面積以上であることを農地の権利移動の要件としています。</p> <p>また，本市では，空き家を買いたい人に情報を提供する「空き家バンク」制度を設けています。</p> <p>しかしながら，農地の権利移動に関して面積の規定があるため，小規模農地を売却したり，取得することが困難なケースがあるなど農地の流動化が図られておらず，空き家に付随する農地の売却や本市で新規就農を希望する者の移住・定住の障害になっている状況です。</p> <p>こうした課題に対処し，農地の流動化を図り，定住及び新規就農者の促進並びに遊休農地の解消に資するため，空き家バンクに登録された空き家に付随する農地で，遊休化するおそれのある農地であり，周辺地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼさないなど一定の要件を満たすものについては，下限面積の別段面積を 1 a とする特例区域として指定することを提案します。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p>
議 長	これよりご審議願います。ご質疑，ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑，意見なし」の声あり
議 長	ないようですので，原案のとおり決することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	<p>異議なしと認めます。よって，議題第 4 2 号「農地法第 3 条第 2 項第 5 号及び農地法施行規則第 1 7 条第 2 項に規定する下限面積の別段面積の特例区域指定について」は，原案のとおり，空き家バンクに登録された空き家に付随する農地で一定の要件を満たすものについては，下限面積の別段面積を 1 a とする特例区域として指定することに決定します。</p> <p>次に日程第 6，議案第 4 3 号「農地法第 3 条第 2 項第 5 号及び農地法施行規則第 1 7 条第 2 項に規定する別段面積の特例区域指定要綱の策定について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。</p>

局 長	<p>議案の 6 ページ，参考資料の 9～10 ページをご覧ください。</p> <p>本議案は，先ほど決定いただいた下限面積の別段面積を 1 a とする特例区域として指定することについて，別段面積の特例区域指定要綱を策定するものです。</p> <p>特例区域の指定基準については，第 3 条に記載のとおり，</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1)空き家に付随する農地であること，</li> <li>(2)担い手への集積が見込まれない，現に耕作されていない又は今後遊休化するおそれのある農地であること，</li> <li>(3)所有権移転により，周辺地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼさないこと。</li> <li>(4)当該空き家が，竹原市空き家バンクに農地付きとして申請され，登録されていること。</li> <li>(5)農地の所在（地番）を告示することに所有者が同意していること。</li> </ol> <p>以上の全てを満たすことを指定の基準としています。</p> <p>手続きの流れとしましては，</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1)空き家に付随する農地の所有者は，当該空き家を竹原市空き家バンクに登録する。</li> <li>(2)別段面積の特例区域指定申出書に必要書類を添付して農業委員会に提出する。</li> <li>(3)「別段面積の特例区域指定」について定例総会で審議する。</li> <li>(4)特例区域の指定について告示するとともに申請者に特例区域指定登録通知書を交付する。</li> <li>(5)告示後，譲渡人（農地の所有者）と譲受人の両者の連名で「農地法第 3 条の規定による許可申請」を行う。</li> <li>(6)定例総会で承認することをもって，農地の権利移動が完了します。</li> </ol> <p>なお，上記指定基準を満たさなくなった場合，特例区域の指定解除の申出が提出された場合又は竹原市空き家バンクの登録が解除された場合には，指定の解除を行います。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p>
議 長	これよりご審議願います。ご質疑，ご意見のある方は挙手をお願いします。
	(質 疑)
議 長	ないようですので，原案のとおり決することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	<p>異議なしと認めます。よって，議案第 4 3 号「農地法第 3 条第 2 項第 5 号及び農地法施行規則第 1 7 条第 2 項に規定する別段面積の特例区域指定要綱の策定について」は原案のとおり決定いたします。</p> <p>次に日程第 7，報告第 1 0 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の届出について」事務局の説明をお願いします。</p>

局 長	<p>議案の 7 ページ，参考資料の 12～15 ページをご覧ください。</p> <p>令和 2 年 7 月に農業委員会に届出のあった件数，筆数，面積について報告いたします。</p> <p>件数は 5 件，筆数は田 2 6 筆，畑 1 6 筆の計 4 2 筆 面積は計 22, 577 m<sup>2</sup> の届出がありました。詳細につきましては参考資料の 12～15 ページをご確認ください。説明は以上です。</p>
議 長	<p>以上を持ちまして予定されておりました議事について全て審議をいたしました。</p> <p>引き続き，事務局より一般報告や協議事項等があればお願いします。</p>
事務局	<p>事務局から 1 点ご報告いたします。</p> <p>農業委員及び農地利用最適化推進委員が 7 月から改選されたことも踏まえ，次回 8 月 3 1 日に開催予定の令和 2 年第 8 回総会の後に全員を対象とした農地法等に関する基礎知識，活動記録簿の記載方法及び農地利用状況調査（農地パトロール）等に関する研修会を開催いたしますのでご参加お願いいたします。</p> <p>事務局からは以上です。</p>
議 長	<p>以上をもちまして，令和 2 年第 7 回竹原市農業委員会総会を閉会いたします。</p>

上記のとおり会議の顛末を記し，相違ないことを証するため，ここに署名する。

令和 2 年 7 月 3 0 日

議 長 祐本 征武

署名委員 山元 禮子